

広島県教育委員会規則第七号

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「他の実施校へ」を削り、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第二項中「これを許ることができる」を「在学証明書、成績証明書及び転学理由を記載した書面を転学先の高等学校の校長に送付しなければならない」に改め、同条第三項を削る。

第二十四条第一項を削り、同条第二項中「実施校から、転学」を「高等学校から転学」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「実施校」を「高等学校」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「規定による」を「規定により」に、「実施校」を「高等学校」に改め、「校長は」の下に「、生徒指導要録写送付書」を加え、「及び進学」を「、進学」に、「抄本」を「抄本、生徒の健康診断票及び生徒の歯の検査票」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 前項の規定により生徒指導要録の写しの送付を受けた転学先の高等学校の校長は、生徒指導要録写受領書を転学前の高等学校の校長に送付しなければならない。

第二十五条第一項中「第二十三条」を「前二条」に、「生徒が実施校以外の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十四条の規定により通信による教育を行う学校（以下次項において「実施校以外の学校」という。）へ転学しようとする」を「生徒が広島県立高等学校以外の高等学校又は中等教育学校の後期課程から転学し、又はこれらに転学する」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この教育委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。